

東大阪市立スポーツホール条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市立スポーツホール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市立スポーツホール条例の一部を改正する条例

東大阪市立スポーツホール条例（平成7年東大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「を専用使用（スポーツホールの）」を「（以下「施設」という。）を専用使用（）」に改める。

第4条の2第1項及び第2項中「スポーツホールの」を削る。

第5条各号列記以外の部分中「スポーツホール」を「施設」に改め、同条第1号中「善良な」を「善良の」に改め、同条第5号中「スポーツホール」を「施設」に改める。

第5条の2から第7条までの規定中「スポーツホール」を「施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の免除）

第7条の2 指定管理者は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

第9条中「スポーツホール」を「施設」に改める。

第10条第1項中「スポーツホール」を「施設」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「スポーツホール」を「施設」に改める。

第14条第2号中「スポーツホール」を「施設」に改め、同条第3号中「スポーツホール」を「施設」に改め、「使用料の」の次に「免除及び」を加える。

別表第1の備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者である場合（使用者が団体である場合にあつては、規則で定める場合）は、この表に掲げる使用料の額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 営利を目的とする場合は、この表に掲げる使用料の額の10割に相当する額を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える改正規定及び第14条第3号の改正規定（「使用料の」の次に「免除及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1備考1及び備考2の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東大阪市立スポーツホール条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(専用使用の許可)</p> <p>第4条 スポーツホールの施設 <u>(以下「施設」という。)</u> を専用使用 <u>(施設を専用して使用することをいう。以下同じ。)</u> しようとする者は、あらかじめ、第12条の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(専用使用の許可)</p> <p>第4条 スポーツホールの施設 <u>を専用使用(スポーツホールの施設を専用して使用することをいう。以下同じ。)</u> しようとする者は、あらかじめ、第12条の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(個人使用の許可等)</p> <p>第4条の2 指定管理者は、施設を個人使用 <u>(施設を専用しないで使用することをいう。以下同じ。)</u> させることができる。</p> <p>2 施設を個人使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(個人使用の許可等)</p> <p>第4条の2 指定管理者は、<u>スポーツホールの施設</u>を個人使用 <u>(スポーツホールの施設を専用しないで使用することをいう。以下同じ。)</u> させることができる。</p> <p>2 <u>スポーツホールの施設</u>を個人使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> |

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)～(4) (略)

(5) 管理上その他指定管理者において施設の使用について支障があると認めるとき。

(使用の調整)

第5条の2 市長は、施設の専用使用と個人使用について必要な調整を行うため、それぞれの許可を行う期間、許可の申請の時期その他必要な事項について定めることができる。

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対して、施設の使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、スポーツホールの使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)～(4) (略)

(5) 管理上その他指定管理者においてスポーツホールの使用について支障があると認めるとき。

(使用の調整)

第5条の2 市長は、スポーツホールの専用使用と個人使用について必要な調整を行うため、それぞれの許可を行う期間、許可の申請の時期その他必要な事項について定めることができる。

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はスポーツホールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対して、スポーツホールの使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(1)・(2) (略)

(使用料)

第7条 施設の専用使用に係る使用料は、別表第1に定めるところによる。

2 施設の個人使用に係る使用料は、別表第2に定めるところによる。

3 施設の専用使用を行う場合において、その附属設備を使用しようとする者は、市長が定める使用料を納付しなければならない。

4 前3項に定める使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、施設の専用使用の許可を受けた者が電子情報処理組織を用いて当該許可を受けたときは、後納させることができる。

(使用料の免除)

第7条の2 指定管理者は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

(1)・(2) (略)

(使用料)

第7条 スポーツホールの専用使用に係る使用料は、別表第1に定めるところによる。

2 スポーツホールの個人使用に係る使用料は、別表第2に定めるところによる。

3 スポーツホールの専用使用を行う場合において、その附属設備を使用しようとする者は、市長が定める使用料を納付しなければならない。

4 前3項に定める使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、スポーツホールの専用使用の許可を受けた者が電子情報処理組織を用いて当該許可を受けたときは、後納させることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、施設の使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(設備の許可等)

第10条 使用者は、施設の使用に関し特別な設備を行おうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の設備に伴う費用は、全て使用者の負担とする。

3 第1項に規定する設備を行った者は、施設の使用が終わったとき、又は施設の使用の許可が取り消されたときは、自らの費用をもって直ちに設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者が行うスポーツホールの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 施設の使用の許可、使用の許可の取消し等及び設備の許可に関すること。

第9条 使用者は、スポーツホールの使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(設備の許可等)

第10条 使用者は、スポーツホールの使用に関し特別な設備を行おうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の設備に伴う費用は、すべて使用者の負担とする。

3 第1項に規定する設備を行った者は、スポーツホールの使用が終わったとき、又はスポーツホールの使用の許可が取り消されたときは、自らの費用をもって直ちに設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者が行うスポーツホールの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) スポーツホールの使用の許可、使用の許可の取消し等及び設備の許可に関すること。

(3) 施設の使用料の免除及び還付に関すること。

(4) (略)

別表第1 (第7条第1項関係)

専用使用料金表

(略)

備考

1 使用者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外
の者である場合（使用者が団体である場合にあつては、
規則で定める場合）は、この表に掲げる使用料の額の5
割に相当する額を加算した額とする。

2 営利を目的とする場合は、この表に掲げる使用料の額
の10割に相当する額を加算した額とする。

(3) スポーツホールの使用料の還付に関すること。

(4) (略)

別表第1 (第7条第1項関係)

専用使用料金表

(略)

備考 使用者が市外居住者である場合は、この表に掲げる使
用料の額の5割相当額を加算した額とする。